

フロント講座の開発・実施

タイトルなどに
マインドワーク®を入れる場合
には、事前相談

OK

コンテンツ名
自分コンテンツ名

コンテンツ名
マインドワーク®ベーシック

独自開発のフロント講座

マインドワーク®
STEP1~6

順番や内容を変更しない

マインドワーク®ベーシック

OK

〇〇付（自分のコンテンツ）
マインドワーク®ベーシック

マインドワーク®
STEP1~6

順番や内容を変更しない

〇〇付（自分のコンテンツ）
を少し加える

自分のコンテンツとして-1★オリジナル扱い★

タイトルなどに
マインドワーク®を入れる場合
には、事前相談

OK

コンテンツ名
自分コンテンツ名

次に

自分コンテンツ

自分のコンテンツを先に
開催する

マインドワーク®
STEP1~6

順番や内容を変更しない

自分のコンテンツとして-2★オリジナル扱い★

タイトルなどに
マインドワーク®を入れる場合
には、事前相談

OK

コンテンツ名
自分コンテンツ名

次に

マインドワーク®
STEP1~6

マインドワーク®を先に
開催する

順番や内容を変更しない

自分コンテンツ

自分のコンテンツとして-3★オリジナル扱い★

タイトルなどに
マインドワーク®を入れる場合
には、事前相談

コンテンツ名
自分コンテンツ名

マインドワーク®と
自分コンテンツをサンドイッチに
して開催

順番や内容を変更しない

自分のコンテンツ

マインドワーク®
STEP1~3

自分のコンテンツ

マインドワーク®
STEP4~6

自分のコンテンツ

OK

一部を使うのはNG

NGの図は例示です。不明の場合には協会に確認を

NG

一部を使っている



自分のコンテンツ

マインドワーク®
STEP1~3

自分のコンテンツ

順番を変えている



自分のコンテンツ

マインドワーク®
STEP 6

自分のコンテンツ

マインドワーク®
STEP 1~5

自分のコンテンツ

一部を使うのはNG

NGの図は例示です。不明の場合には協会に確認を

NG

自分のコンテンツ

マインドワーク®
STEP1の一部抜粋

例) 脳の仕組み心に関わる3つの
脳のところだけ使用

マインドワーク®
STEP5の一部抜粋

例) Iメッセージだけ使用

マインドワーク®
STEP6の一部抜粋

例) アクターのワークだけ使用

改変はNG

NGの図は例示です。不明の場合には協会に確認を

NG

自分のコンテンツ

マインドワーク®
STEP1~2

マインドワーク®
STEP3~4の**改変版**

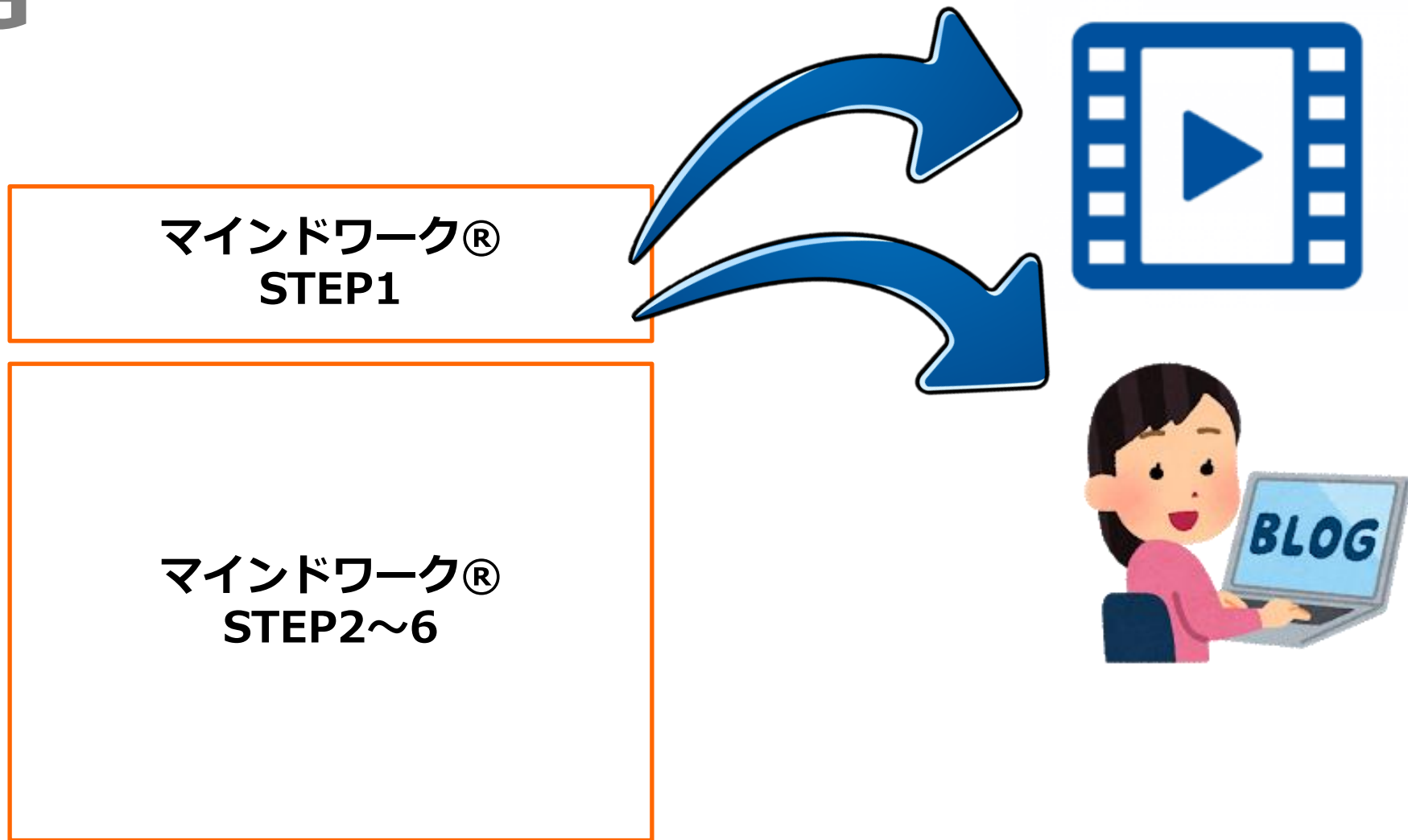
例) 中身を作り替える・違うコンテンツを足す

マインドワーク®
STEP5~6

自分のコンテンツ

動画やブログでの内容公開は、一部も全部もNG

NG



NGの図は例示です。不明の場合には協会に確認を

SNS等での著作物の内容公開には注意が必要です

NG



例) 表紙・中身を写真でとって
アップする
※協会としては表紙のみOKとして
います。



※著作者の承諾がないと表紙もNGの場
合や引用の際の注意もある



例) 中身に文字やオリジナルの解
釈などをつけてアップする



協会ではいうと・・・テキスト、スライド⇒公開の仕方に注意
内部資料、規約などは非公開⇒非公開

協会の著作物に関することについて

Q：SNSでの本の紹介や著作権について教えてください。

A：著作物の掲載に関しては無断でアップすることは基本的にNGです。

ただし、**マインドワーク協会ではその権利を保有している協会がOKを出している事柄については許可しています。**

本の表紙の写真、表紙にあたるスライドの1枚目、表紙に当たる部分のスクショ。
それ以外の部分に関しては協会にお問合せください。

例えば、本の中のイラスト（潜在意識の氷山の絵などは、デザイナーさんが作成しているので、協会がクレジットを入れて使用する場合はOKなど細かい規約があり、協会としてもデザイナーの方に都度お伺いを立てていることもあります。）

Q：本の読書会をしてもいいの？

A：はい、問題ありません。

Q：テキストの中身を全体が映らないように写真をとってアップしてもいいの？

A：内容がわからない（文字が読めない）程度なら問題ありません。

参考：関連規約抜粋-1/4

(ベーシック講座の開催)

第5条 フォーカライザーが前条第1項第1号の規定に基づき、ベーシック講座を主催し講師を務める場合においては、次の各号に掲げる規定に従うものとする。

- (1) ベーシック講座を開催する会場の確保、受講者からの受講申込みの受付、受講料、教材費その他の受講者から受領する額（以下、「受講料等」という。）の入金、入金管理、講座開催当日の運営その他講座を開催するために必要な業務は全てフォーカライザーが行うものとし、当該開催にかかる会場費等の費用はフォーカライザーの負担とする。
- (2) ベーシック講座の内容は当協会が標準化した内容でなければならず、使用するテキスト等の教材は全て当協会が指定したものに限る。なお、受講料等は、当協会が別に定める金額としなければならず、当該額に変更があった場合は、当協会はフォーカライザーに対し、その旨及び変更後の金額を通知するものとする。
- (3) フォーカライザーは、ベーシック講座を主催する場合は、当協会が別に定める「講座主催のルール」その他の規定に従うものとする。当該「講座主催のルール」は、当協会がいつでも変更できるものとし、変更する場合は、当協会はフォーカライザーに対して、その変更後の「講座主催のルール」を通知する。

参考：関連規約抜粋-2/4

(ベーシック講座の開催)

第5条 (8) フォーカライザーは、当協会の事前の同意がある場合を除き、フォーカライザーの主催するベーシック講座内において、当該講座の受講者に対し、フォーカライザー又は第三者の商品・サービスの紹介、購入の勧誘及び販売をしてはならない。

(セミナーの開催)

第7条 フォーカライザーがセミナーを主催し講師を務める場合においては、次の各号に掲げる規定に従うものとする。

(1) フォーカライザーは、ベーシック講座、その他の講座の新規受講者を獲得するために、セミナーを開催することができるものとする。

参考：関連規約抜粋-3/4

(著作権の侵害禁止)

第14条 フォーカライザーが当協会より受領したテキスト等の著作物（以下、「本著作物」という。）に関する著作権は当協会に帰属し、フォーカライザーは当協会の事前の承諾がある場合を除き、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行ってはならない。但し、第4条に規定された権利に基づき、その権利の範囲内で当該著作権を使用する場合はその限りでない。

（1）本著作物の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為

（2）本著作物の内容を、自己又は第三者の著作物に掲載する行為

（3）私的利用の範囲を超えて、本著作物を複製・改変等をして第三者に配布する行為

2 本著作物について、フォーカライザーがこれを引用して自らで著作物を制作してはならない。

参考：関連規約抜粋-4/4

(競業禁止)

- 第19条 フォーカライザーは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業（認定講師を育成する事業、民間資格を発行する事業を含む。）を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもっていかなる役務も提供してはならず、いかなる協力又は従事もしてはならない。
- 2 フォーカライザーは、当協会の事前の同意がある場合を除き、マインドワークフォーカライザー養成講座、各講座その他の当協会が企画、制作をする講座と類似する内容の講座、セミナー等を開催してはならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、フォーカライザーは、当協会の事前の同意がある場合に限り、マインドワークセミナーにアレンジを加えて開催することができる。